

三鷹商工会新技術・サービス開発支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済社会環境の変化や急速な技術革新のなかで、その変化に対応するため、三鷹市内の中小企業が、新製品、新技術の開発などを推進するに際し、その経費の一部を補助することにより、中小企業の振興を図り地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、三鷹市内に主たる事業所を有し、また、三鷹商工会の会員で引き続き1年以上事業を営む中小企業者又は中小企業者で構成する団体(以下「中小企業者等」という。)が当該年度内に行う事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新製品等の開発のための調査・研究・企画事業
- (2) 新製品・新技術の研究、開発のため、産学提携で行う研究事業
- (3) 特許など工業所有権の取得申請に係る事業
- (4) その他前3号に準ずる事業

(補助金の額)

2 前年度の本補助金の交付を受けた事業者は、補助事業者としない。

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号及び第2号の事業 事業に要する経費の2分の1以内とする額。ただし、1中小企業者等当たりの補助金の額が、150万円を超える場合には、150万円を限度とする。
- (2) 前条第3号の事業 事業に要する経費の2分の1に相当する額。ただし、1中小企業者等当たりの補助金の額が10万円を超える場合には、10万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の申請は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第2条第1号及び第2号の事業 補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、三鷹商工会新技術・サービス開発支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して三鷹商工会長に提出しなければならない。

ア 登記簿謄本(個人の場合は住民票) *発行日が3ヶ月以内のもの

イ 開発製品・システム等の説明書・図面など補助対象事業の内容が具体的にわかるもの

ウ 当該事業に工業所有権がある場合は、登録の写し

エ 経歴(社歴)書、会社案内、直近の法人市民税(個人市民税)納付書等

- (2) 第2条第3号の事業 補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、三鷹商工会新技術・サービス開発支援事業費(工業所有権の取得申請事業)補助金交付申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して三鷹商工会長に提出しなければなら

ない。

ア 登記簿謄本（個人の場合は住民票）＊発行日が3ヶ月以内のもの

イ 補助対象事業の内容が具体的にわかるもの

ウ 経歴（社歴）書、会社案内、直近の法人市民税(個人市民税)納付書等

（補助金の交付決定）

第5条 補助金の交付決定は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第2条第1号及び第2号の事業 補助金の交付の申請があった場合は、三鷹商工会長は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、かつ別に定める三鷹商工会新技術・サービス開発支援事業費補助金審査会設置要領に基づく三鷹商工会新技術・サービス開発支援事業費補助金審査会の審査結果を参考にし、補助金の交付を適当と認めるときは、三鷹商工会新技術・サービス開発支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

(2) 第2条第3号の事業 補助金の交付の申請があった場合は、三鷹商工会長は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、三鷹商工会新技術・サービス開発支援事業費(工業所有権の取得申請)補助金交付決定通知書(様式第6号)により速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

2 前2項の補助金の交付の決定に通常要すべき標準的期間は、14日とする。

（補助事業計画変更等）

第6条 補助金の交付を受けた事業者が行なう事業の内容及び経費の配分を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ三鷹商工会新技術・サービス開発支援事業計画変更承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、三鷹商工会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 第2条第1号及び第2号の事業 事業につき補助金の交付を受けた者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助金の決定に係る会計年度が終了したときは、三鷹商工会新技術・サービス開発支援事業実績報告書(様式第4号)、その他三鷹商工会長が必要と認める書類を三鷹商工会長に提出しなければならない。また求められたときは、実地調査に応じなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を記載した帳簿並びに領収書を当該補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金の支払等）

第8条 三鷹商工会長は、第5条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 三鷹商工会長は、中小企業等が、次の号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) その他三鷹商工会長が交付決定の取消しを必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第 10 条 三鷹商工会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任等)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、別に三鷹商工会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 9 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。